



びっぶちょう としょかん

ぶっくんノート

問 比布町図書館 ☎ 85-3354

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 9月9・17・24・25・30日 (館内整理 25日)

●新刊図書紹介

今月のおすすめ新刊図書をお知らせします。

緋あざみ舞う

志川 節子／著

向島で船宿を営む、お路とお律の美人姉妹。その裏の顔は「緋薊」を名乗る盗賊だった。二人は、幼い頃に失明した妹のお夕を守り、不可解な死を遂げた父の無念を晴らすべく奮闘する！



プラチナハーケン 1980

海堂 尊／著

昭和末期、東城大学医学部の佐伯教授は、若き医局員・渡海を大抜てき。渡海は次々に高度な手術を成功させる。だが、ある患者のカルテに不審を抱いた彼は、佐伯外科の深い闇へ足を踏み入れることに…。



せんろをたどってくねくねゴゴ

間瀬 なおかた／絵

貨物列車が、くねくね町の貨物駅と、くねくね村の貨物駅の間を走ります。トンネル、踏切、スイッチバック…。指で線路をたどって、一緒に進もう！前から後ろからも読める、穴あきしかけ絵本。



こどものひろばとは

入園前の親子を対象に、遊びの経験や育児に関する情報提供、保護者同士の交流の場として開催しています。親子のふれあい遊びや感覚遊びも取り入れています。予約は要りません。

月・水・金曜日：午前9時～正午・午後1時～3時
火・木曜日：午前9時～正午

子育て相談

子育て相談員が育児に関する心配事などをお聞きします。町内の子育て家庭が対象(就園・就学児も可)で、場所は保育園や児童クラブ、自宅など希望に沿うことができます。電話やLINEでの相談もでき、内容に応じて保健師や栄養士も対応します。

子育て支援センター
公式LINEアカウント▶



今月の行事 (予約制)

- 6日(金)・10日(火)「敬老の日制作」
おじいちゃんおばあちゃんへのプレゼントをしましょう！
- 11日(水)「バス遠足」
バスに乗って旭川市の「エール子ども園」に遊びに行きます♪
- 13日(金)「散歩deゲット～図書館編～」
お散歩して町図書館に行きます♪シールをもらおうよ～!!
- 20日(金)「すくすく子育て講座」講師 大野まみさん
自分だけのオリジナル「フォトフレーム」をしましょう！

9月のテーマ展

ご来館をお待ちしています

「リケ本」特集 科学・理系小説を展示します。

9月のイベント

7日(土) としょかんまつり&食育講演会

10:00～ 絵本の読み聞かせ、かんたんな工作 (ひろがり文庫さん)

10:30～ 前期課程児童を対象した科学実験講座 (楽知ん研究所 理事 小出雅之さん)

11:00～ 福祉会館大講堂で食育講演会 (加工食品ジャーナリスト 中戸川貢さん)



こどものひろば

問 子育て支援センター ☎ 85-2555

日	月	火	水	木	金	土	9月のカレンダー
1	2 Straw	3 Jo-Pit	4 ほっぺ 午後お休み	5 お休み	6 ★	7	
8	9 Straw	10 記入日 相談日	11 ★ 午後お休み	12 幼児健診	13 ★	14	
15	16 敬老の日	17 Jo-Pit	18 きらら	19 記入日 相談日	20 ★	21	
22 秋分の日	23 振替休日	24 壁画	25 いちご	26 離乳食教室	27 壁画	28	
29	30 Straw						

ほっぺ 0歳児 相談日 相談支援日(午後) Jo-pit Jo-pit
 きらら 1歳児 記入日 ファイル記入日 壁画 壁画制作
 いちご 2歳児 Straw Strawberry time ★ 今月の行事

募集

うれしば保育園ぴっぴに遊びに来ませんか？

0歳から2歳児までの未就園のお子さんを対象に月1回、園開放「エミナ」を実施しています。お気軽に遊びに来てください。

▼園開放「エミナ」

日 10月8日(火)午前10時～11時30分 ※毎月第2火曜日予定

定 親子5組

申込方法 園の公式 Instagram アカウントからお願いします (電話でも可能)。



@urespappu

申問 うれしば保育園ぴっぴ

☎ 74-5151



広報ぴっぴ新年号表紙写真を募集します



新年を飾る令和7年1月号の表紙を、今年も皆さんの「笑顔」の写真でいっぱいになりたいと思います。多くのご応募をお待ちしています。

応募期間 11月1日(金)まで

応募条件 被写体の方が町内在住で18歳以下であること

写真形式 できるだけきれいに

応募方法 メールの件名に、投稿者の行政区と名前、被写体の方の氏名と年齢を入力し、応募写真を添付して次のメールアドレスにお送りください。 <✉ koho@town.pippu.hokkaido.jp>

注意点 ①被写体の方の了承を得たうえでご応募ください。

②写真はなるべくアップで撮影してください。

③掲載は被写体一人につき1枚限りとします。

④加工(特殊効果や文字の挿入)した写真は掲載できません。

⑤掲載に不適切と思われる写真は掲載しない場合があります。

⑥件名が無題の場合、メールが届かないことがあります。

申問 役場総務企画課 総合政策室 まち発信係



応募はこちら

「メール作成画面はこちら」を選んでください

児童手当制度改正のお知らせ

問 役場保健福祉課 社会福祉室 こども未来係

令和6年12月支給(令和6年10月分)から、児童手当制度が変わります。

主な改正内容

- ✓ 支給対象年齢の引き上げ**
対象年齢が18歳の年度末(高校生世代)までとなります。
- ✓ 所得制限の撤廃**
収入に関係なく手当が支給されます。
- ✓ 第3子以降の支給額が増加**
第3子以降は1人当たりの支給額が3万円に増額します。
- ✓ 支給月の変更**
年6回の支給に変更します。

高校生世代のお子さんと同居し、現在、児童手当の支給を受けていない方や、収入の関係で手当が支給が受けられなかった方には、9月上旬にご案内します。

		改正前 (~令和6年9月分)		改正後 (令和6年10月分~)	
		第1子・2子	第3子以降	第1子・2子	第3子以降
対象年齢	3歳未満	15,000円		15,000円	30,000円
	3歳~小学生	10,000円	15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円			
	高校生	支給なし★			
	大学生	支給なし		支給なし★	
所得制限	所得制限 限度額未満	5,000円(特例給付)		所得制限なし (収入に関係なく 手当が支給されます)	
	所得上限 限度額以上	支給なし			
支給月		2・6・10月 (4か月分ずつ年3回支給)		2・4・6・8・10・12月 (2か月分ずつ年6回支給)	

★支給対象外ですが、第1子と数えます。